

保 医 第 5 8 3 号
令和 4 年 10 月 17 日

関係機関・団体 殿

沖縄県保健医療部長
(公 印 省 略)

**「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の
取扱いについて」の改正について（通知）**

みだしのことについて、令和 4 年 9 月 27 日付け医政地発 0927 第 3 号により、厚生労働省医政局地域医療計画課長から、下記の通知の改正に係る通知があります。

つきましては、当該通知を医療政策課 HP に掲載しますので、改正内容についてご確認のうえ取扱いに遺漏のないよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

1 改正通知

診療用放射線器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて（平成 30 年 7 月 10 日付け医政地発 0710 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

2 HP 掲載箇所

沖縄県保健医療部医療政策課 HP / 厚生労働省関係通知 / その他の通知 / 令和 4 年 10 月 17 日付け保医第 583 号

沖縄県保健医療部医療政策課企画班
TEL 098-866-2111
Mail aa90603@pref.okinawa.lg.jp